

平成24年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年7月30日（月）午後1時30分から3時50分まで
（うち、午後2時14分以降は非公開）
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員16名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）14名

4 審議の概要

【司会】

それでは、議事に入らせていただきますが、条例施行規則第10条第2項の規定により、会長は会務を総理することとされておりますので、議事の進行につきまして、は会長にお願いしたいと存じます。

岡谷会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

改めて、よろしくお願いいたします。

最初に、本審議会運営要領3の（2）の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」こととされております。今回は、大森委員と荒川委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

議事（1）の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。

「会長職務代理者」につきましては、条例施行規則第10条第3項の規定により、会長が指名することとされております。

私としましては、愛知県女性団体連盟の村松桂子委員にお願いしたいと思います。村松委員、いかがでしょうか。

（村松委員了承）

ありがとうございます。

それでは、村松委員は、職務代理者席へ移動していただけますでしょうか。

（ 席 移 動 ）

村松委員、一言、お願いできますでしょうか。

(村松委員あいさつ)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、議事(2)少年非行の概況についてですが、議事(2)については、報告事項でございますので、よろしくをお願いします。

それでは、少年課からお願いします。

(県警本部少年課説明)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【委員】

少年非行の全体の状況はよく分かりましたが、低年齢化の傾向につきましても、昨年と変わっている点があれば教えていただけますでしょうか。

【事務局】

昨年と比べ、特に大きく変わっているところはありません。警察でも低年齢化する万引少年に対して、小学校低学年を対象にした万引き防止対策の講習などを行い、万引き防止に努めているところです。

【会長】

児童虐待の件数が平成23年464件となっているが、この件数はよく新聞にも載っていますが、警察に届けがあった件数でありますか。

【事務局】

警察に通報があつて、警察が児童虐待であると考えて、児童相談所へ通告した件数等です。

【委員】

いじめ事案の件ですが、この数字は愛知県警、愛知県の数字ですか。

【事務局】

愛知県警で認知したいじめ事案の件数です。

【委員】

県警がまとめる数字とは、実際に県警の少年相談の方へ来たものだけをまとめた件数と理解してよろしいか。あと、滋賀県ではないですが、教育委員会、学校から来るとか、そういう数字も含んでいますか。

【事務局】

警察として相談を受けたり、学校から相談を受けたりして、実際に警察として認知した数字です。先般報道された愛知県のいじめの件数は、全国で突出して多いという新聞記事がありましたが、これについては、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会がアンケートなどを実施した結果の数字で、警察の認知とは異なっております。その内容は冷やかしてありますとか、警察として犯罪として取扱うまでもないというものも含まれており、件数の差は大きく出てくるものであると考えております。

【委員】

こういったものは、結局「縦割り」になって、県警が調べるもの、教育委員会、各学校、例えば校長先生が集まる会とかで調べるものなどいろいろなものがあるが、そういうものをトータル的にまとめ、一番の問題は何か、こういうのが突出している事案であるか、まとめてやるようなリーダー、組織みたいなものがありますか。

【事務局】

組織というものはございませんが、学校、警察とは常日頃から連携するように努めておりまして、例えば学校警察等連絡協議会を各署ごとに設けまして、対応して情報共有を行っております。

【委員】

小学校、中学校には常に確認しておりまして、中身につきましては先ほど少年課長が説明したとおりでして、冷やかしのいじめについては、学校の教育的指導で終わるのがほとんどであり、警察に連絡いただいているのは刑法上の暴行、傷害などについて、警察に相談があったものとして件数にあげています。

【会長】

世の中には児童虐待とか、いじめとか統計上こんなものではない。現場では大変苦勞しているのが実態であると思います。また時間があればお話していただければと思います。では、次の議題にすすめさせていただいてよろしいですか。

次の議事（3）と（4）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご意見、ご質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【委員】

資料No. 6の「愛知県青少年保護育成条例運用状況」の中で「深夜における青少年の連れ出し等禁止違反」とありますが、具体的にはどんな状況なものでありますか。

【事務局】

青少年を保護者に黙って大人が連れ出す行為を罰するものである。例えば保護者に黙って成人男性が青少年を深夜はいかに連れまわしていた場合、警察官に職務質問をされて、このような事実が発覚して条例に違反していることが分かり、立件した件数です。

【委員】

例えば、具体的には、職務質問をした結果、大半が分かったものなのか、それとも保護者なりどこかから、(自分の)子どもがどこかへ行ってしまったということで分かったものなのか。この181人について、主にどういう状態が大半であるのか教えてほしい。

【事務局】

昨年181名、今年33名ですが、深夜11時以降、日の出までの時間帯までに保護者の了解がなくて、深夜に職務質問、場合によっては家庭から連絡を受けて確認した例もございますが、最近こういう被害について事例が多いのは、まったく見ず知らずの人と例えば出会い系サイトをきっかけに出会って、深夜まで連れ回されたり、家出状態になってしまったりしたところを保護した後であるとか、職務質問であると

かいろいろな例がありますが、後から問いただした結果、深夜はいかいの事例が発覚してとか、そんな例が大体のケースです。

【委員】ありがとうございました。

【会長】

これについては、平成24年は3ヶ月で33人。これを4倍にしても（前年より）減っているということになりますか。

【事務局】

4半期ですので、単純に4倍にして計算すると130名余りとなり、減っているといえ減っているのですが、数的にはこれから夏場に深夜外出する人が増えてきますので、7月以降に増えてくるのが、例年の傾向であります。ですから4月から6月までの3ヶ月の数字だけで、減っているとはいえないと思っています。

【会長】

他にご質問はございますか。これから夏休みに入り、深夜はいかいが増えるということですね。警察も夏は注意をして巡回しておりますか。

【事務局】

特に、夏場7月、8月は夏休みで、あと9月は学校生活に馴染めなくなったりとか、遊び癖がついたりとかということの家出する少年も増えてきますので、7、8、9月は深夜の街頭指導とか、家出少年の発見・保護に力を注いでいるのが現状であります。

【会長】

それでは、ご意見、ご質問がなければ、次へ進めさせていただきます。

次に議事（5）で、「有害図書類の審査について」となっておりますが、愛知県青少年保護育成審議会運営要領に基づき、この有害図書類の審査については非公開となります。

〈有害図書類の審査に関する会議録は非公開〉

【会長】

それでは議事（6）その他に移ります。事務局から何かありますか。

【事務局】

有害図書類指定につきまして今後の予定を説明させていただきます。先ほど会長から説明がありましたように、会長から知事に対して有害図書類として指定することが妥当であるとの答申書をいただきまして、これに基づきまして今のところ8月10日の県広報に図書名及び有害図書類である旨を登載させていただきますので、この日をもって有害図書類として指定されることとなります。また、同日付で書店等に葉書でお知らせしたいと思っております。

本日審査していただいた3冊の雑誌は、本年2月に2月号を有害図書類として指定しておりますので、審議会運営要領により過去2回以上有害指定された定期刊行物と図書名と発行所が同一のときは、今後、第2部会の会長の決議を第2部会の決議とすることができるとされておりますので、例えばこの3冊の雑誌の9月号が認定基準の範囲内であると認められるときは、岡谷会長の専決処分をもって効果的かつ迅速に有害図書類として指定して参りたいと思っております。

次に、これまで専決処分とさせていただいておりました雑誌、3冊の図書については先ほど事務局から説明させていただきました。このうち2冊の雑誌につきまして指定方法を変更したく考えておりますのでその理由と、指定方法の変更について説明したいと思います。

対象となります図書については、お手数ですが、本日配布しました資料No. 5をもう一度ごらんください。

取扱いを変えたい雑誌は、「Bejean」、「ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL」の2誌でございます。この2誌につきましては、「著しく性的感情を刺激するため」という理由で「Bejean」については平成14年度から、「ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL」については平成17年度から有害図書に指定してきました。

当初は、審議会において審議していただいて、以降、岡谷会長の専決処分により有害図書として指定してきたものでございます。

この2誌につきましては、条例施行規則第2条の2に基づく有害図書類の包装の方法である青色テープで2箇所止める、いわゆる「小口止め」により本が開かないようになっており、青少年がすぐに見ることができない状態となっております。

この2誌は現在、毎月個別指定したうえ、葉書で書店等へ有害図書類であることを通知しておりましたが、今後は、専決処分で有害指定するのではなく、あらかじめ規則に定められた基準、著しく性的感情を刺激する内容であれば自動的に有害図書類として指定できる、いわゆる包括指定という方法で有害図書類として指定していきたいと考えております。

この包括指定について説明いたしますと、条例第6条第2項に定められており、知事は、次に掲げるものについては、審議会の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定することができることとなっており、1号で書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページの数20ページ以上であるもの

又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数が10分の1以上を占めるものとされております。

このなかの全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態、性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を具体的に定めたものが条例施行規則であり、同規則第2条第1号のイからへまでに全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態がどのようなものが定められており、第2号のイからニに性交又はこれに類する性行為がどのようなものが定められております。

このような内容のものが1冊のうち10分の1若しくは20ページ以上に含まれているのであれば自動的に有害図書類に指定されるというものです。

今説明しましたように、この2誌は、現在個別指定しておりますが、包括指定の条件にも該当していることから、今後は、包括指定による有害図書類として引き続き指定したいと考えております。

以上でございます。

【会長】

質問はございませんか。なければ本日の議題に関わらず、何かありましたらお願いします。

【委員】

県警から一つ提案をさせていただきます。本日の議題にもありましたが「有害情報」に関してであります。特に携帯電話の有害情報の問題がさらに拡大してのではないかと考えております。携帯電話の交流サイトやアプリケーションを利用した児童買春事案が多発しておりまして、それについて皆さんからご意見を伺いたいと考えております。

まず、始めにこのような交流サイトを使った児童買春の被害の実態について県警本部少年課長から説明させていただきます。

【少年課】・スクリーンでニュース2本を上映

・「携帯電話の有害情報閲覧等の防止対策」、「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）の主なポイント」について説明

【委員】

私たち大人の考えも及ばないような事例・被害が増えているという状況であります。被害者の9割以上が有害サイトへのアクセス制限をするフィルタリングに加入していないのが現状であります。

こうした現状の背景には、「青少年インターネット環境整備法」が平成21年4月に施行されており、青少年が使用する携帯電話について、携帯電話販売事業者において、フィルタリングの利用を条件として携帯電話を販売することを義務付けられて

いるにも関わらず、個々の携帯電話の販売現場においては、フィルタリングの積極的な利用推奨等が十分なされていないというのが現状であります。

またこの法律につきましては、保護者にも青少年に適切にインターネットを利用するように責任が付されているわけでありますが、フィルタリング利用など被害防止対策の重要性が保護者に十分認識されているとはいえないのが現状でございます。また、近年スマートフォンの急激な普及によりスマートフォンを使用する青少年が増えておりますことは皆さん御存知のとおりでございます。

さらにスマートフォンには多種多様な機能がありまして、契約時に携帯電話会社が提供するフィルタリング対策を行いましても効果がない場合があることがわかりました。それはフィルタリング対策に関係のない無線回線を使用したサイトと接続が可能となったり、見知らぬ人と出会えるアプリケーションを使用することができたりするなど大人が知らない機能がございまして、さまざまな犯罪の被害者になりかねない状況にあるのでございます。このように携帯電話の交流サイトやアプリケーションをきっかけに被害に遭うケースの多い犯罪の愛知県の検挙状況についてお話いたしますと、平成24年6月末現在で児童買春児童ポルノ法禁止法違反で151人検挙されており、また、青少年保護育成条例違反が112人検挙されております。いずれも愛知県が全国一位の検挙人員であります。携帯電話の利用をきっかけとした児童買春の被害が特に愛知県では多発しているのが現状でございます。こうした被害を防止するためには保護者の皆様方が携帯電話の危険性を十分にご理解ご認識していただいた上で青少年に携帯電話を使用させることが非常に重要だと考えております。そのためには携帯電話の契約時に保護者の皆様方に対しましてきちんと啓発活動を行うことが大事だと考えております。

現在、多くの都府県におきまして青少年保護育成条例を改正して、携帯電話販売業者等に対しまして保護者に携帯電話使用時の危険性と防止対策を説明する義務、また説明書を交付する義務を規定しております。さらに保護者に対して保護者がフィルタリングを利用しない場合にその理由を記載した書類を提出する義務を規定し、積極的に青少年の被害防止に努めているのが各府県の現状でございます。また、千葉県では、携帯電話販売業者に対してましてスマートフォンの販売時にも説明義務を課しております。

国においても、「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」を策定しておりまして、スマートフォン向けのフィルタリングの強化にも努めているところでございますが、愛知県の被害実態を考えますと他都府県と同様な対策を早急に講ずる必要があるのではないかと思います。そこでこうした状況をご理解していただいた上でフィルタリング対策を強化する条例改正に関しまして委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

【会長】

ただ今の発言に対してまして、なにかご意見はありませんでしょうか。

【委員】

委員のお話は大変参考になりました。今の情報社会、ネット社会のなかで一番やってはいけないことを大人がやっている。児童買春が愛知県が151名ということで全国一。みっともない数字が出てきました。このような状況に対処するために何が適切かと考えたときに、法律が一番作用されると考えられる。例えば交通違反、多くの交通違反をすれば30、40万円の罰金を払う可能性があります。分かっている大人が子どもに対し児童買春をするということは、相当な罰金を科さなければ、なかなか止めないというのが私の持論であります。自分たちの給料の何十倍の罰金で捕らえていくような罰則を設けていけば、少しでも減るのではと思います。こういうことをやって、法律的にどのように処罰を受けるのか私は分かりませんが、相当な金額の反則金により少しずつでも減らしていければと思っています。私自身、お金で解決できるとは思っておりませんが、お金で買っている人たちは、最終的にもそれが消えることがなかったら、お金で償わなければならないと考えます。

【会長】

どうもありがとうございました。他に先ほどのフィルタリングの提案に対する意見があればお願いします。

【委員】

wi-fiを使ってフィルタリングをかけたときに、今の子どもはすごく進んでいて、簡単にフィルタリングを解除することができるようである。昔、携帯電話が普及するときに、どこへ通話したか携帯電話会社から、お金を払えば、どこへ通話したか履歴が入手でき、自分の子どもが違うところへかけていることがチェックできたため安心であったという時代があったと記憶しているが、今実際にフィルタリングをかけても、子どもが簡単に外すことができてしまうし、親も分からないという部分がある。古典的な方法かもしれないが、携帯電話会社から有料かもしれないが、自分の子どもの携帯電話にフィルタリングがかかっているかどうかの通知を出してもらうことをすれば、先日国の機関の人にもお話して、まだ回答が出ていないが、wi-fi接続についてもかなりフィルタリングの精度が上がってきているようであり、子どもがフィルタリングを外してしまっているかどうか分からないという事実を聞いたこともあるので、それができれば親もフィルタリングがかかっているかチェックできるような気がします。あとは、フィルタリング精度を上げていけば、チェックも可能になると思います。素人ですので、操作的に難しいかどうかは分かりませんが、親がフィルタリングがかかっているかチェックできるようにする発想はもっていないのではないか、という気がしています。

それからもう一点、今隣に教育委員会の方がお見えになりますが、親としては、なかなか忙しくて行けないものの、小中学校で携帯電話やスマートフォンに関する

研修会に出ると、そういう方を教育委員会とか養成しているようですね。県警もやってみると思いますが、そういうときには、研修会を受けてよかったとPTAの人たちにもそういう声がありますが、できる限り若い小中学校の段階で、昨年も同じ発言をしたが、携帯電話やスマートフォンの使い方に対する啓蒙をやらなければいけないという気がします。

【事務局】

今のフィルタリングの話についてですが、wi-fi回線でフィルタリングを行うことが可能なソフトウェアが現在できております。小学校、中学校、高校と子どもの年齢によって使い方はかわってきます。当然小学校であれば有害サイトを完全に見れないようにする。高校生になれば、ある程度の知識をもっているのです、ここまでは見せてもいいですよというところは出てくると思います。その上で保護者が一番よく理解していただいて、携帯電話はアプリも含めて今いろいろな種類があり、様々に発展して、機能もどんどん良くなっています。ですから携帯電話を購入するときに、保護者は一番不安を持っていて、今回購入する携帯電話がどんな種類でどのような機能を持っていて、どんなことができるのか購入時に話を聞き、併せてフィルタリングの機能の契約をしてもらうのが一番効果があると思います。当然学校と連携しながら県警もサイバー安全教室の中でいろいろな資料を使って携帯電話だけでなく、パソコンについても危険性について教育をしていますが、いろいろな形で教育をしながら、やはり購入時にきちんと事業者の方が保護者の方に理解していただいて、例えば先ほどの無線wi-fiの話ですが、無線wi-fiを使えないようにきちんと保護者が管理して使うこともできるし、アプリでも同じですが、保護者の了解が得られなければ使えないという設定もあるようですので、このような説明をしていただければ、二重三重で管理できるのではないかと考えております。あと、保護者へのフィルタリングの通知については、良いフィルタリングソフトができておりますので、将来的にはできるのではないかと期待しています。

【委員】

先ほど委員からお話があったのは、今のようなお話なのか、それとも県の条例に一定程度の事項を加えて、購入のときに義務的に県の条例により義務を課しますということが可能になるので、条例を見直すことに対するご意見なのか、そちら（条例を見直す）と思ったのですがどうですか。

【委員】

その通りです。

【委員】

そうであるとすれば、基本的なことをお尋ねしますが、先ほどの説明で購入する

ときに親が確認するとかいろいろな形ができれば良いと思いますが、多くの親はなかなか知識がついていけないので、最初のときに強制的にシャットアウトするように条例を改正して可能にしたいというお考えのようですが、条例を改正すれば、即それが可能になるのですか。

【委員】

もともと、携帯電話の会社に対して、もう少し軽い確認という形ではお願いしています。今回も今説明のありましたより深い制約をかける、義務化するためには、条例でしっかり整えていただかなければ、警察としては話ができません。条例が制定できれば、販売会社にもこうやってください。保護者にもこう説明してくださいと、きちんと申し上げて、子どもが被害に遭わないような指導もできるようになると思っております。

他の都府県でもかなり条例改正しておりますが、ただ先ほど事務局から説明がありましたとおり、日進月歩でいろいろなふうに進んでおりまして、アプリケーションについてまでの規制はしておらず、他のところも入口の販売事業者に対する規制しか行っておりませんので、そういうことも含めて制約があるなかで現状にあった条例ができればと考えております。

【委員】

そういうことであれば、他都市の例とか、どこまでだどどの状態になるのかとか、条例を今の時点で改正したとして、技術が日進月歩でかわったときに、そのフォローをするために、規則に一定程度の権限を落とすとか、その後に今回の図書のように必ず状況報告するとか、いわゆる手順みたいなものを皆さんに分かるように出していただいたほうが、求められている意見が比較検討できるのではと思います。

【委員】

現状を説明して、こういう方向で考えても良いということであれば、今のお話にあったような形で、今後事務局サイドで検討していただく。そういう方向性がつけば、事務局で検討頂き、次のときに説明をしたりすることになってくると思います。

【事務局】

委員の皆様の間で意見交換をしていただくということに資するために補足説明をさせていただきます。

県警のほうで、今回資料と映像を用意していただき、ありがとうございました。先ほど委員からお話のあったインターネット環境整備法は、平成21年4月に施行されておりますが、IT技術が日進月歩であるため、3年以内に法律の見直しをするという法律の附則がつけられました。これに基づき、一昨年（平成22年）の後半以降、内閣府、総務省、経済産業省、警察庁が外部有識者からなる検討会を設置して

法改正の可否を含めた検討がなされてきましたので、ご説明いたします。

まず、携帯電話につきましては、法律では、先ほどご説明いただいたように、携帯電話の利用者が青少年である場合、フィルタリングサービスの利用を条件としなければならないことになっています。ただし、保護者がフィルタリングがいないといえ、それは例外になっておりまして、このため、フィルタリングについての理解が十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用や解除がなされているのではないかということが実際議論されています。法律の改正、今は条例改正の話ではありますが、法律の改正により携帯電話販売事業者に対してフィルタリング等についてきちんと説明してもらい、フィルタリングを解除する場合には理由書の提出等を求めるようなことを法律で規制すべきではないかという都県からの陳情もございました。

ただ、国の検討会における結論を申し上げますと、「まずは、保護者の判断を尊重すべきであって、条例による規制があることは認識しているものの、各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきであるとし、対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、関係者、警察、教育委員会そして私たちが保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきである。」として、法改正による規制を見送っているところでございます。

法改正が見送られた理由を、もう少し補足いたします。国の提言書から抜粋させていただきますと、まず、携帯電話事業者のほうでも、平成22年4月に、窓口での望ましい対応を示した指針、「青少年への携帯電話フィルタリングサービス加入奨励に関する指針」といいますが、実際に指針を自ら策定して、携帯電話を使用するのは青少年かどうか、青少年である場合には、有害情報の閲覧の危険があること等を説明していくという指針を自ら作っているところでございまして、フィルタリングの原則提供を確実にするために、申込書欄の改訂も行っておりまして、条例で規制するような内容のこと、すでに先行する自治体の条例を参考にしていますが、事業者としては書面での説明をしたり、フィルタリングを解除する際に理由書を提出させたりしているということで、すでに条例で規制していることを、事業者自ら指針を作ってやっているということがあります。

もう一つ、国のほうでは、「青少年有害情報の閲覧機会の最小化は必要かつ有効な対策ではあるが、成人になるまでに十分なリテラシーを身につけることが必須であることと、閲覧の機会を完全になくすことが非常に困難であることを斟酌して、やはり、青少年インターネット利用環境整備に係る根本的な対策は、リテラシーの向上を柱にすべきである。」と考えて、法改正が見送られているものです。以上が携帯電話に関することとございます。

それから、スマートフォンにつきましては、無線LAN回線、いわゆるwi-fi回線の話が先ほど少年課さんからご説明がありました。これについても携帯並みにフィルタリングがかかるように義務化すべきである。これも検討の一つになっていたと思います。

実は、現在の法律では、携帯電話とスマートフォンは取り扱いが違います。（スマートフォンで）無線LAN経由でインターネットに接続する場合には、利用者から求められた場合に限って、フィルタリングサービスあるいはソフトを提供する、携帯の場合は先ほど説明しましたが、フィルタリングをまず義務化する、ただし親が「いらぬよ」といえば解除する。それが携帯電話ですが、スマートフォン、wi-fi回線の場合はそんなに厳しく法律で規制されておられません。

この点についても検討されましたが、スマートフォンは、現時点では青少年への普及度合いが高いとは必ずしも言えないため、フィルタリングの利用を条件とする法改正を行う必要性はない、認められないとっております。

ただ、今後は、お話のとおりスマートフォンが普及します。よく電車の中で利用する青少年の姿も見受けられるところですので、国のほうでも普及度合いを検証し、相当程度の割合に達した場合は、関係事業者フィルタリングの利用を条件とした提供を求める必要があると考えられるともいっているところでございます。

補足的なお話は、以上でございます。スマートフォンと携帯について、法律においても検討がなされたことは、皆様の議論の中の一つの材料として意見交換をしていただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。今日は3時半までですよ。

時間も今日はなくなりまして、多分国はスマホがこんなに進むとは思っていないし、法律もそうなっているかもしれないし、私たちも時代遅れかもしれませんが、今度（審議会）は、半年後か、それとも一年後になってしまいますか。

何か会をもつのであれば

【事務局】

次の審議会ですが、基本的には来年度でございます。

【会長】

もし皆さんからの声があれば、半年に1回ということで、もう一度資料等を出していただいて討議するのもいかがかなあとと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

今、事務局からかなり細かく説明申し上げましたが、今いろいろお話が出ましたとおり、非常に技術革新が進んでおりまして、当初は携帯電話事業者を対象にフィルタリングをかけるということでしたが、今はスマートフォンが急速に出てきました。

なかなか今のインターネット環境に規制をかけるのが無理でして、条例改正を行うとしても、今どこまで行ったら良いかという部分が、なかなかとらえきれないと

ころがあります。現在18都府県が条例改正されているようですが、例えば千葉県でされていますが、これで本当に良いのかということになりますと、これからどんどんいろいろなものが出てきますので、なかなか難しい部分があります。

実は千葉県庁にも話を聞きに行き、それから総務省情報基盤整備局にも話を聞きに行き、実効性とか、条例改正の経緯などを伺いました。総務省の評価としましては、これで万全ではない。これからもリテラシーの向上とか普及啓発というところに重点を置くし、地方でもしっかりやってもらいたいという話がありました。

今、条例改正の話が出ましたが、現在の愛知県の条例に関係規定、包括的な規定は盛り込まれておりまして、保護者とか学校、こういったところではいろいろな指導によって有害情報の閲覧をさせないように努めること、プロバイダーとか携帯電話販売会社など事業者に対しては有害情報を閲覧、視聴することを防止するために必要な情報を提供しなさいというように、現行の条例においても、運用の仕方によっては、さらに効果的なやり方があるのではないかと社会活動推進課としては考えております。

ポイントは保護者。保護者がどのように問題状況を把握して、携帯電話を購入するかどうかを判断する。それから県警からもお話があるように、販売時に保護者がしっかりチェックするかどうか。この2点に集約されるのではないかと考えています。これまでも、教育委員会と連携をとってきましたが、まだまだ採りうるべき方策は残っていると考えております。啓発の仕方も重点的に、例えば、小中高と行っておりますが、特にフィルタリングの参加が少ないところを狙って普及啓発に努めるなど、学校を通じれば、保護者へのアプローチがしっかりできると思いますので、更に教育委員会と連携をとって小中高等学校等を通じて保護者へのアプローチをしっかりしたいと考えております。

それから販売時に、危険性等の説明義務につきましては、販売者側の方へ、しっかりしたルートを研究しまして、そちらからより充実した説明、保護者への説明が履行されたかどうか、こういう点もチェックできるように、今の条例の枠の中でお願いしたいと考えておりまして、条例改正の時期につきましては、県警から提出していただきました第二次基本計画の主なポイントということで、国においてもできる限り定量的な検証を行い、今回作成した基本計画のフォローアップを実施する。その進捗状況を踏まえて、今後法令改正を含めた必要な検討を行うとっているので、そういう状況も是非見たいと考えております。

それからお話にもありましたが、この種の規制は、国の法律で規制する性格のものであると考えておりまして、特に内閣府は地域の実情に応じて規制の仕方を変えるものではないと考えております。国も問題意識がありますので、そうした点を見ながら、現行の制度の枠組みの中で充実した取組がなされるべきであると考えています。教育委員会、県警と更なる連携を図り、充実、強化を図っていききたいと今のところは考えております。

【委員】

今、説明がございましたが、一番申し上げたいことは、愛知県の被害が一番多いということでもあります。ワーストワンであるということ。それからこのフィルタリング関係で条例改正がされている県が16都府県あるということ、施行予定2県、条例の改正予定が4県あるということで、全部合わせて22都府県が条例化しようとしているのが実情です。それと携帯電話会社の努力義務についてですが、それについては十分ではない。実際に販売事業者のところへ行ってどういう対応をしているのか名前を伏せて見に行っておりますが、その対応ができていないところがほとんどです。それから保護者の方も事情を理解されないまま、知らずに子どもがいろいろ利用しているというのが実情であります。

そういう世の中の動きを見て愛知県もそれに乗り遅れていくと、今のような現状がさらに悪化していくのではないかとということで、警察本部としてはご意見を申し上げておまして、やはり事務局というのは、全体の委員の意見を聞くべきであって、事務局の意見を委員の皆様には押し付けるのはいかがなものかと。今のお話の進め方ですとね。こういう状況ですという説明は十分理解できますが、県の意見はこうだということまで言われては、この委員の皆様の意見を聞くと言うもとの審議会の進行自体がおかしいのではないかと思うのですがいかがなものですか。

【委員】

今いろいろご意見を頂いているが、お話のとおり、現状にどうやって対応していくかということである。確かに機械はどんどん良くなっていて、私もスマホはとても使えませんが、先ほど保護者に呼びかけてといていきましたが、保護者自体が、子どもたちがどんどん機械、コンピューターにしてもスマホにしても子どもたちの方が先に進んでいってしまっている。私も孫にカメラの使い方を教えてもらったくらいですので、子どもたちはどんどん知識を吸収してしまって、親に子どもの管理をなさいといても管理できていないから、今回の事件が起きたわけですし、犯人は私の地元春日井市です。すごく恥ずかしいことですが、そういう現場にたいしてどのように対応していくのか。作っても作っても法律や条例がすぐ変わっていくこともあります、やはり警察が今の愛知県の現状に対して何とかしなければいけないということがあるのならば、それに対してもっと積極的に取り組む。国の方向性を見てなんていっていたら、何も対応できないので、私は、愛知県は愛知県の現状にあったもので、どんどんやっていくべきであると、委員の皆様それぞれの意見を聞いて思いました。

【委員】

時間が延長しているところですが、小中学校の実態をお話させていただきたいと思います。まずは子どものことですが、子どもたちは親が知らないような携帯やスマートフォンを使い方をしています。例えば友だちが写した画像を他の子に送って、

それを笑うようなことをしているというような実態もあります。そのようなことを保護者は知りません。だから買うときにフィルタリングサービスの申出をしないということも、子どもが「そんなことしなくていいよ」と言えば、親は「分かったよ」となってしまいますよね。店で購入するときには必ずフィルタリング機能をつけること、最低限それはやっていただいても、いろいろな犯罪は出てくると思いますので、是非私としても最低限購入時のフィルタリング利用強化はしてほしいと思います。

それから、学校での取組みですが、きちんとした使い方をしなくてはということで、サイバー犯罪防止教室というのを県警が行っているの、それを呼んだり、あるいは携帯電話会社が積極的に来てくれるので、それを活用して子どもたちにサイバー犯罪の教室を開いたりしている。しかし子どもたちは、「こわい」とか「こんなことをしてはいけない」とかそのときは思うものの、携帯は面白いので、友だちとつい過ぎたこととかをしてしまうという現状です。この問題については学校だけでも、保護者だけの啓発だけでもダメだと思います。また、販売事業者だけでもダメで、警察も巻き込み大きな組織でやっていかないと、どんどんエスカレートしていきます。恐い犯罪をたくさん聞いておりますし、身近なところで起こっておりますので、何とか子どもたちのために防止をしていきたいと思っております。

【委員】

事務局から中身の問題を指摘されて、良く分かります。ただ私も先ほどいいましたように、中身の問題で、実際に行動を起こして、どのような形で罰則になるのか。そのことについては条例もあると思いますが、これを行ったらこれだけの罪になるよということをはっきり明言していくべきである。いくら説明しても良くなっていくようなことはないと思います。買う人がいる以上、そのような人に対してどのような罰則をするのかが当面の課題であると思いますので、それをどのようにして罰金は関係ないといわれるかも知れませんが、相当なものを課さなければ社会的な地位をなくすよというような、断固としたものを行っていく必要がある。

先ほどの有害図書についても有害図書類に認定しました。でも有害図書に認定しても売るわけですよ。でも私は前にも言いましたが、それを売らないでください。でもそれをすれば他の法律に抵触するのでできませんといわれても、職員の方が売っている本屋さんに、有害のものでしたので売らないでくださいというべきではないか。皆さんが有害と決めたのだから、この本は愛知県から削除すべきであると思いますので、これが条例としてだめであるとするならば、職員の方が売らないでくださいというべきです。

【会長】

ご意見いろいろありがとうございました。最後に一番この問題に対して現場で苦労している立場の委員から発言をお願いします。

【委員】

高等学校の関係ですが、情報のことにつきましては、高校の授業の中で「情報モラル」や「リテラシー」ということは教えていますし、サイバー犯罪についての講話も年1回全校生徒に聞かしていたり、さらに県の事業として、ネットパトロールというものがございまして、生徒が特定できるようなものにつきましては、リストにして送っていただいて、生徒指導の方から1人ずつ個別に呼び出して注意をしていくわけですが、やはりなくなることはありませんし、今ネットパトロールに引っかかってくるのは氷山の一角だと思います。本当は情報化推進とっておりますので、モラルも一緒に教えていくべきであると思いますが、もっと根底には人間教育にかかわってくるものであると思います。しかしながら総括的なところでものをいったとしても、犯罪はなかなかなくなりませんので、この愛知県青少年保護育成審議会でも、いかにして子どもたちを守るかという点からいいますと、子どもたちの意識も変えていかなければいけないけれども、子どもをいかにして守るかという観点で、家庭が何ができるのか、高校が何ができるのか、警察がそれからいろいろなところが自分たちがどのような働きができるのかということ、皆がそれぞれ子どもたちを守るという気持ちからしていくのがよいのではという気がします。

ここで提案がありましたが、そのことについて様々な意見があると思いますが、今取り上げられたことについて、結論はわからないけれども、前向きにこのことに検討していくことが必要である。それが子どもたちを守ることにつながるのではないかと思います。本当は、子どもたちが自分で判断して、自分で行動することが大事なことでありますが、理想ばかり言っても犯罪はなくなりません。本当は犯罪を起こそうとする人がなくなればいいわけですが、それがなくならないのと同じように、子どもたちもどんなに言っても、先ほどお話がありましたように、聞いたときは分かっている、自分は大丈夫といっても、気持ちも薄れていきますので、いろいろなところから守っていくことが必要なのかなあと思ったりします。

【会長】

ありがとうございました。確かにいろいろな問題が起きていますが、一方では情報社会、ネット社会の中でプラスの面も私はすごくあると思います。だから神野委員のおっしゃったような方向が理想であると思います。皆でこうしたらいいのではということ、少なくともこの審議会委員の中で討議していただくことは非常に意義があると思います。そういうことで皆さま今日のご発言ありがとうございました。時間が限られておりましたし、申し訳ございませんし、なかなか十分な討議が尽くせませんでした。事務局としても一度ご検討いただき、皆さんご熱心に討議いただけるようでありますので、いかがですか。

【事務局】

先ほどは重ねて、結論みたいな発言に聞こえてしまい申し訳ございませんでした。目指すところは青少年の健全育成であり、この点では一致しております。問題意識ももっております。審議会の意見も踏まえまして、一度事務局として今説明したところについては口頭だけですので、わかりやすく資料等をまとめて、今のご意見をふまえて、実効性のあるやり方など整理して、審議会後に各委員の皆様にお送りさせていただきます。ご意見を頂戴することをお願いできればと思います。

【会長】

そういうことで引き続きご検討ください。遅くなりましてご予定がある方がお見えになるかも知れませんが、最後までありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございます。では最後、事務局からお願いします。

【司会】

これをもちまして、平成24年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

以 上